三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2　使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第五十六条の四　原子力規制委員会は、使用施設等の保全、核燃料物質の使用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その使用者に対し、当該使用施設等の使用の停止、改造、修理又は移転、核燃料物質の使用の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2　原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第五十七条の二第一項中「前条第二項」を「第五十六条の三第二項」に改める。

第五十七条の三第一項中「第五十七条第二項」を「第五十六条の三第二項」に改める。

第五十七条の四及び第五十七条の五を次のように改める。

第五十七条の四及び第五十七条の五　削除

第五十七条の七第一項中「ときは」を「場合において、第五十五条の四第一項若しくは第五十五条の五第一項の規定による承継がなかつたときは」に、「同条」を「第五十六条」に、「解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは死亡したときの相続人」を「解散し、若しくは死亡した場合において、第五十五条の四第一項若しくは第五十五条の五第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人」に、「第五十七条の五」を「第五十七条の三」に改める。

第五十七条の八第一項第二号中「受けた者」の下に「（第六十一条において「国際規制物資使用者」という。）」を加え、同条第八項中「代表者」の下に「若しくは分割により核原料物質の使用に係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の代表者」を加える。

第六十条第一項中「措置」の下に「（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「原子力規制委員会は、防護措置が前項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反している」を「前項の場合において、原子力規制委員会は、核燃料物質の貯蔵に関する措置が同項の技術上の基準に適合していない」に、「特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質」を「核燃料物質」に改め、「その他」の下に「保安又は」を加え、同項を同条第二項とする。

第六十一条第八号中「若しくは使用者」を「、使用者若しくは国際規制物資使用者」に改め、同条第九号中「又は使用者」を「、使用者又は国際規制物資使用者」に改める。

第六十一条の三第一項第三号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者」に改め、同項第六号中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改め、「第四十三条の三の三第四項」の下に「、第四十三条の三の三十四第四項」を加え、同条第七項中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改め、「第二項」の下に「、第四十三条の三の二十」を加え、「、原子炉設置者」を「、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改める。

第六十一条の五第二項中「国際規制物資使用者は」の下に「、第六十一条の五の三第一項に規定する場合を除き」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（合併及び分割）

第六十一条の五の二　国際規制物資使用者である法人の合併の場合（国際規制物資使用者である法人と国際規制物資使用者でない法人が合併する場合において、国際規制物資使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての国際規制物資を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該国際規制物資を承継した法人は、国際規制物資使用者の地位を承継する。

2　第六十一条の四の規定は、前項の認可について準用する。

（相続）

第六十一条の五の三　国際規制物資使用者について相続があつたときは、相続人は、国際規制物資使用者の地位を承継する。

2　前項の規定により国際規制物資使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第六十一条の六第二号中「前条第一項」を「第六十一条の五第一項」に改める。

第六十一条の九の二第三項中「解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは」を「解散し、又は死亡した場合において、第六十一条の五の二第一項又は第六十一条の五の三第一項の規定による承継がなかつたときは、その清算人若しくは破産管財人又は」に改める。

第六十一条の九の四第五項中「解散したときの」を「解散し、又は死亡したときは、その」に改め、「代表者」の下に「若しくは分割により国際特定活動に係る事業を承継した法人の代表者」を加え、「死亡したときの」を削る。

第六十二条の二の次に次の一条を加える。

（原子力施設に係る基準の明確化）

第六十二条の二の二　原子力規制委員会は、この法律に規定する原子力施設に係る基準を定めるに当たつては、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、それぞれの原子力施設の安全上の特性に応じ、当該基準の明確化に努めるものとする。

第六十七条第二項中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項」に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第六十七条の二第三項中「第五十六条の三第五項」を「第五十七条第五項」に改める。

第七十二条第二項中「第五十七条第二項」を「第五十六条の三第二項」に、「第六十条第一項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）」に改め、「第六十四条の三第五項」の下に「（特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分に限る。）」を加える。

第七十八条第一号の二中「第五十七条第三項」を「第五十六条の四第二項」に、「第六十条第三項」を「第六十条第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）」に改め、同条第二号中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条第三号中「第五十六条の三第三項」を「第五十七条第三項」に改め、同条第四号中「第五十六条の三第六項」を「第五十七条第六項」に改め、同条第八号の二中「第五十一条の十七第一項」の下に「、第五十六条の四第一項」を加え、「又は第五十九条第四項」を「、第五十九条第四項」に改め、「除く。）」の下に「又は第六十条第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）」を加える。

第七十九条中第四号を削り、第三号の二を第四号とする。

第八十二条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第八十三条中「第五十五条の五第二項」の下に「、第五十五条の五第二項又は第六十一条の五の三第二項」を「、第六十一条の五第二項又は第六十一条の五の三第二項」に、「五万円」を「十万円」に改める。